

中国における養育費履行に影響する要素—遼寧省 A 市離婚家庭の子どもたちの生活費用、進学費用の親の分担に関する実態調査

北九州市立大学 社会システム研究科
地域コミュニティ専攻
2020M30004 趙 書叡

【要旨】

本論では、日本の離婚状況、養育費の計算方法、支払いパターンと養育費支払いの履行実態の全国範囲内で行う量的調査及び質的研究の内容を参考した上で、中国における離婚後、子どもの生活費用と進学費用を含む養育費の親の分担実態に関するインタビュー調査を行った。本論文の調査研究の目的は日本の養育費履行に関する課題研究に基づいて、中国の地域における養育費履行に影響する要素を検討する。中国の一般市民が養育費支払い時に抱える問題を明らかにする。

第一章では、日中ともに存在する養育費履行に関する背景問題である。養育費の取決めをせずとも受理される協議離婚制度が日本で認められているため、日本の離婚案件の9割が協議離婚のパターンである（野口 康彦 町田 隆司 2017）。こういう状況の下で、日本における子のいる離婚案件の中、養育費の不履行が生じやすい。高い離婚率と厳しい離婚現状が日本と極めて似ている中国では、子どものいる離婚案件の中、子の権利と深く関わっているものは同様に養育費である。

第二章では、日本の養育費履行現状に関する全国範囲内の量的調査（「子育て世帯全国調査」、「全国ひとり親世帯等調査」）、日本の養育費計算方法と養育費算定表及び日本の養育費支払い履行に関する質的研究（野口 康彦 町田 隆司 2017）の結果を筆者のこれからの研究参考として整理した。

日本で養育費を算定する時、考慮される要素は筆者が要約すると、非監護親の基礎収入、監護親の基礎収入、親の職業種類、子どもの人数、子どもの年齢の五つのキーワード要素がある。そのほかの参考要素として、労働科学研究所が1952（昭和27）年に発表した総合消費単位という概念も用いられている。古く存在する指数から見ると、成人男子の軽作業（デスクワーク）であれば100、小学校低学年であれば55という指数が割り当てられている。2018（平成30）年、この指数は0～14歳の子の場合には62、15歳以上の場合には85となっていた。以上の要素によって、日本現時点の9種類の養育費算定表が作成された。子どもの人数と年齢成長による費用の変化が養育費算定表計算範囲に入っているため、ある程度この仕組みは長い間子どもの経済権利を保障することに役に立っている。

全国規模の量的調査の調査結果によれば、日本の「養育費支払い履行」はよく「面会交流」とかかわっている。「面会交流あり」の場合、養育費の受取率は25.1%で、「面会交流なし」の場合は12%である。（2016年「第4回子育て世帯全国調査」労働政策研究・研修機構2017年公表）。総体的に、養育費支払い履行の水準は低いレベルにある。国の量的調査のほか、野口の質的研究結果によると、離婚家庭の養育費支払いに存在している問題は主に「支払い能力問題」と「支払い意思問題」の二つを挙げることができる。

第三章では、中国における養育費算定と関わる背景問題を文献資料を通して調査した。中国の現時点の養育費履行に関する法律条文と義務者側基礎収入の「20%～30%」が子どもの養育費としての算定方法がある。支払い時期はよく子どもの成人の18歳までの間に

計算される。特に裁判離婚の場合には、養育費の支払い金額、支払い時期が人民法院によって明確に定められ、それぞれの家庭によって個別化の支払いを判定する。そして、養育費金額もずっと判決当時義務者側の基礎収入額の「20%~30%」のままに支払いする。原則上、法院に養育費金額変更申請をしなければ、その金額は法律効力のある変更はできない。

ところが、急速発展の中国に対して、高騰し続ける物価、教育費の上昇、子どもの塾の通い、収入の変化などの原因で養育費金額が変更しないことが不可能となっていた。それによって、裁判離婚と協議離婚がそれぞれの難問がある。

本論の中で取り上げた事例では、裁判離婚当時四歳の子どもの養育費はその子の小学校五年生以降の塾費用の増加と私立中学校に進学するなどのことによって足りなくなったが、その足りない状況を臨んだ元夫婦双方は法院の養育費金額変更申請の複雑な手続きの面倒とお互いに会いたくないため、ずっと変更なしの状態が続いた。当初の養育費金額に超えた部分の費用は主に子が両親の間で請求かつ連絡係することとなる。

一方、協議離婚の場合、様々な人的原因で養育費の不履行がしばしば生じる。子どもの後日の生活費用と、特に進学費用は上がり続くので、当初の金額が満たされなくなった状況の下で新たに協議を作ることが分かれた親の両方にとって難しいことになり、また金額に関して争いを起こる。最悪の場合、子どもの生活水準と将来の進路選択に支障をきたす。

第四章では、インタビューの調査方法、調査協力者、分析方法、倫理的配慮の内容である。

第五章では、インタビュー調査した後、KJ法を利用して分析した研究結果である。具体的に、調査対象者ケース概要、対象者の概況と養育費と関わる要素、インタビュー詳細内容整理分析、離婚後年数と養育費金額の関係、面会交流頻度及び実際監護者と養育費履行の関係、養育費支払いの阻害要因と支払いの促進要因の六つの部分がある。最も結論が出る部分は養育費支払いの阻害要因と支払いの促進要因である。中国における養育費支払いの阻害要因は日本の養育費に関する現有調査と同じように、主に「支払い能力問題」と「支払い意思問題」がともに存在することが明らかになった。

結論は中国における離婚後養育費分担の実態に関して、第一に、最初に養育費金額を協定する時、権利者が自ら養育費を放棄することがある。第二に、実際に養育費支払いを履行する場面、子どもの成長に支障をきたす最大な問題は養育費の滞納することではなく、養育費金額を変更することの難しさにある後日子どもの生活費用、進学費用の上昇に対応できずことである。それゆえ、子どもの進路選択を阻害する現象が起きる。第三に、上記の2点の根本的な原因は中国の養育費金額変更制度の硬直性にあると考えられる。中国の養育費支払いの履行にはその金額の事後変更に関する制度の整備が必要であると言える。養育費の金額を柔軟に変更できる仕組みと、公的機関が介入することができる場を設置することが必要であると考えられる。

第六章は考察で、本論の調査結果から見れば、日本と中国の養育費支払い履行について同じ問題点を抱えている傾向があると見られている。現段階日本の養育費履行に関する諸制度は中国の養育費履行問題の解決策にならない結果が出た。